

鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会評価報告書

指定管理業務点検要領に基づき、西部総合事務所生活環境局指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会として、指定管理者による鳥取県立大山自然歴史館の管理運営状況について、中間年度までの実績をもとに以下のとおり評価を行った。

- 1 対象施設
鳥取県立大山自然歴史館
- 2 指定管理者
一般社団法人大山観光局（西伯郡大山町大山45-5）
- 3 指定管理期間
平成29年4月1日から平成34（令和4）年3月31日まで（5年間）
- 4 評価委員会
(1) 開催日 令和2年10月8日
(2) 開催場所 鳥取県立大山自然歴史館
(3) 評価委員

氏名	所属等
香川 正博（委員長）	中国税理士会米子支部 税理士
鷲見 寛幸（副委員長）	大山町教育委員会 教育長
伊澤 百子	有限会社森の国 取締役
平松 喜美子	鳥根県立大学出雲キャンパス大学院看護学研究科 教授
関 孝信	西部総合事務所生活環境局 局長

(4) 評価方法

指定管理者から提出された指定管理に関する事業計画書、平成29年度から令和元年度までの事業計画書及び事業報告書、各年度の県による評価結果並びに館内視察等に基づき、各委員が以下の審査項目ごとに評価を行った。

評価は、「2、1、0、1、2」の5段階で行い、5人の委員の平均で決定した。

審査項目	主な審査内容
施設設備の維持管理・緊急時の対応等	施設設備の保守管理・修繕 施設の保安警備、清掃等 事故の防止措置、緊急時の対応
施設の利用の許可、利用料の徴収等	利用の許可 適正管理に必要な利用者への措置命令
その他管理施設の管理に必要な業務	利用受付・案内 附属設備・備品の貸出し 利用指導・操作
利用者サービス	会館時間、休館日、利用料金等 利用者へのサービス提供・向上策 施設の利用促進 個人情報保護、情報公開 利用者意見の把握・対応
収入支出の状況	経営状況
職員の配置	日常の職員配置
会計事務の状況	不適正事案や事故等の有無 業務報告書（月次）における内部検査結果

	必要な規程類の整備
関係法令の遵守状況	関係法令に係る行政指導等の有無等 県内発注（鳥取県産業振興条例）
県の施策への協力	障がい者就労施設への発注

《評価指標》

- 2：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
- 1：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
- 0：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
- 1：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
- 2：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

(5) 評価結果

ア 評価点数

指定管理者による鳥取県立大山自然歴史館の管理運営状況の評価は以下のとおりであり、委員協議の結果、総括評価は「0.3」と決定した。

審査項目	評価（5人の委員の平均）
施設設備の維持管理・緊急時の対応	1.0
施設の利用の許可、利用料の徴収等	0.0
その他管理施設の管理に必要な業務	0.4
利用者サービス	0.6
収入支出の状況	0.0
職員の配置	0.2
会計事務の状況	0.0
関係法令の遵守状況	0.2
県の施策への協力	0.2
総括	0.3

総括欄は各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。

イ 委員からの主な意見

〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕

- ・管理職の方が自ら早く出勤して換気される等も含めて、新型コロナウイルス感染症対策が十分になされており、利用者の安全を確保するよう配慮されている。
- ・安心エリアの施設として、自主的な消毒、イベント管理が行われている。
- ・館内は明るく清潔。
- ・強風時や台風対応など迅速に行われている。

〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕

（評価に係る意見なし）

〔その他管理施設の管理に必要な業務〕

- ・入口からのルート設定や受付での名簿作成など、コロナ対策もなされている。
- ・展示もわかりやすい。
- ・車いすの貸出対応もできている。

〔利用者サービス〕

- ・求めに応じた展示の解説や、自然観察から観光利用まで幅広い知識・情報の提供が常時行われている。
- ・2階のフリースペースを利用した展示は、大変質が高く、来訪者に好評である。
- ・利用者に対する職員の対応や案内は、電話対応を含めて丁寧で好感が持てる。
- ・季節に応じた各種自然観察会の取組等は利用促進につながっている。
- ・移動歴史館は良い取組と思う。
- ・働き方改革の中で、これだけの事業をよくやられている。

〔収入支出の状況〕

(評価に係る意見なし)

〔職員の配置〕

- ・適正に業務を遂行するため必要な職員配置である。

〔会計事務の状況〕及び〔関係法令の遵守状況〕

- ・会計事務は適正に行われ、関係法令は遵守されている。

〔県の施策への協力〕(障がい者就労施設への発注)

- ・障害者就労施設に清掃を発注されている。

〔その他〕

意見、要望、提案など

- ・外部委託している施設の管理業務について、発注者責任としての点検をしっかりとすることが必要。
- ・2階の展示スペースを外部へ貸し出すことでさらなる集客を図ってはどうか。
- ・Wi-Fiを含む無線環境が整備されると利用者の利便性が向上するのではないかと。
- ・SNS等広報ツールを開拓し、情報発信の仕方を工夫してはどうか。さらなる外部発信、来訪者増を目指す施策を進めてほしい。
- ・利用者の自由な意見を聴ける意見箱のようなものがあると良いのではないかと。
- ・学芸員による館内の案内を定期的に設けて周知することで来館者の増加を図ってはどうか。
- ・個人情報の管理に関する規定を理解しておく必要がある。
- ・利用料は無料であり委託料収入による運営だが、利用料を出しても入館・利用したい、と思われるような策が欲しい。
- ・事務室内配置で「来館者に訊かれれば答える」姿勢は改善し、来館者ともっとコミュニケーションを図るべき。
- ・企画展、常設展、一般展示などいろいろ工夫をされているが、出前講座にはもっと工夫がほしい。特にじげあれこれなど、もっと地元と密接に連携し、講座のなかみや開催方法をともに企画し、参加者の増加に力を入れてほしい。
- ・地元の人にこそ歴史館の魅力を知ってもらい、地元の人に愛される施設になってほしい。そして、地元の人からお客様にも伝えるという積み重ねがよいと思う。
- ・事業別が決算書上に表れるようにできないか。